

## 関西電力高浜原子力発電所1号機，2号機の運転期間延長認可 に反対する弁護士声明

2016（平成28）年6月20日  
「高浜原発40年廃炉・名古屋訴訟」弁護士  
弁護士長 北村 栄

原子力規制委員会は，平成28年6月20日，関西電力株式会社に対して，高浜原子力発電所1号機及び2号機（以下「高浜原発1・2号機」という。）の運転開始から40年を超える運転期間延長認可をすることに決定した。

当弁護士は，平成28年6月9日，高浜原発1・2号機の運転期間延長に係る審査の終了に対して反対する旨の声明を出した。先の声明においては，原子力発電所の運転期間が40年を超える老朽化原発が他の原発に比してより危険であること，高浜原発1・2号機の運転期間延長認可申請に対する審査が違法の疑いが強く安全性が確保されているとは到底言えないこと等を指摘した。声明公表後も，報道等では，原子力発電所の安全性審査を根本から覆すというべき耐震設計の前提となる基準地震動が過小評価されているとの指摘が，原子力規制委員会の元委員よりなされており，一般市民だけでなく，原子力発電所の安全性審査の実情を熟知している元委員ですら審査等の見直しの必要性を指摘している。

そこで，当弁護士は，改めて，安全性が確保されたとは到底言い難い審査手続きしか経ていない上記運転期間延長認可に対して強く反対するとともに，原子力規制委員会に対して，同認可を撤回するよう求める。当弁護士は，二度と福島第一原発事故のような事故を繰り返さないために，原発のない社会を目指していくことを改めて宣言する。

以 上